平成２４年（フ）第１３８９０号
神奈川県川崎市中原区中丸子550　永塚荘２Ｆ
債務者　佐藤千寿子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９２号
東京都荒川区南千住４丁目９－３－814
債務者　今井　尚美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９５号
東京都世田谷区喜多見２丁目10－６－303
債務者　嘉藤　伸二
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９８号
千葉県市川市高谷２丁目３－４－523
債務者　長坂　浩昭
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９９号
東京都足立区花畑５丁目16－61－504
債務者　宮本　文菜（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９００号
東京都品川区平塚２丁目11－12－408
債務者　清水　誉之
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９０１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目４－45　シーブリーズ東海岸２－102
債務者　永原　太蔵
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９０２号
東京都港区麻布十番２丁目21－２－301
債務者　槙村壱起子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９０７号
東京都葛飾区東金町５丁目12－９　第２コーポ秀和102
債務者　根元　新市
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９０９号
東京都葛飾区堀切８丁目20－17－109
債務者　大槻　　宏
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９２０号
東京都八王子市左入町414－１　八王子荘
債務者　渡邊　　茂
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３４号
東京都港区海岸３丁目８－５－402
債務者　金子　美樹
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３５号
東京都北区桐ケ丘１丁目３－11－308
債務者　村岡　敏雄（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３６号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場２丁目４－36－202
債務者　堤　　信之
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４０号
東京都荒川区東尾久１丁目27－４－201
債務者　三橋　道子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４１号
東京都世田谷区八幡山２丁目６－１－305
債務者　中川　直城
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部